

○国土交通省令第 号

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第号）の施行に伴い、並びに港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十条の二第一項第三号、同条第二項、第五項及び第六項第三号並びに第五十二条第一項第一号の規定に基づき、及び同法を実施するため、港湾法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年 月 日

国土交通大臣 大島 章宏

港湾法施行規則の一部を改正する省令

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項並びに第一条の四第一号及び第二号中「特定重要港湾」を「国際戦略港湾又は国際拠点港湾」に改める。

第一条の五の見出し中「指定特定重要港湾」を「指定港湾」に改める。

第一条の六第一号中「第十五条の十第一項及び第二項」を「第十五条の十第一項から第三項まで」に改め、同条第二号中「第十五条の十第一項第三号」を「第十五条の十第一項及び第二項第三号」に改め、同条第五号中「第十五条の十第一項及び第二項」を「第十五条の十第一項から第三項まで」に改め、「第十五条の十第一項第三号」を「第十五条の十第一項及び第二項第三号」に改め、同条第六号中

「第十五条の十第一項及び第二項」を「第十五条の十第一項から第三項まで」に改める。

第二条第一項中「法第三十三条第二項の規定により準用する場合を含む」の下に「。次条において同じ」を加え、「左に」を「次に」に改め、同項第四号中「重要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（港湾管理者の告示）

第二条の二 国土交通大臣は、国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾について、法第四条第四項の港湾区域の認可を受けた港湾管理者を官報で告示するものとする。

第十四条第二項第一号中「重要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾」に改める。

第十五条の二の二の次に次の二条を加える。

（法第五十条の二第一項第三号の国土交通省令で定める個人識別情報）

第十五条の二の三 法第五十条の二第一項第三号の国土交通省令で定める個人識別情報は、写真及び指紋とする。

（個人識別情報を照合する方法）

第十五条の二の四 法第五十条の二第一項第三号の国土交通省令で定める方法は、同条第六項第三号の個人識別情報の照合のための機器（以下第十五条の五の三において「照合機器」という。）に入力された重要国際埠頭施設の制限区域に出入りする者に係る前条の個人識別情報のうち一又は二の

情報を同号の電気通信回線を通じて同号の電子計算機に記録されている個人識別情報と照合する方法とする。

第十五条の三第三項中「前二項」を「前三項」に、「による」を「として定めるものとする。ただし、前項の個人識別情報の照合を受ける者が負担する使用料は、個人識別情報を法第五十条の二第六項第三号の電子計算機に記録する際に定額を支払うものとして定める」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 法第五十条の二第二項の規定により重要国際埠頭施設の管理者又は個人識別情報の照合を受ける者が負担する同条第一項第三号の電子情報処理組織の使用料は、当該電子情報処理組織の設置及び管理に必要な経費を基礎として、その使用状況等を勘案して国土交通大臣が定める額とする。

第十五条の四中「法第五十条の二第六項」を「法第五十条の二第六項第一号」に改める。

第十五条の五の前の見出し中「届出」の下に「等」を加える。

第十五条の五の次に次の一条を加える。

第十五条の五の三 法第五十条の二第一項第三号の電子情報処理組織による個人識別情報の照合を受けることができる者は、照合機器が設置された重要国際埠頭施設に出入りする者であつて、国土交通大臣が定める者とする。

2 前項の照合を受けようとする者は、あらかじめ次に掲げる事項を記載した届出書に届出前六月以

内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の写真及び個人識別情報の照合を受けることができる者であることを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 勤務先の名称及び所在地

3 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止しようとするときは、速やかにその旨を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

4 法第五十条の二第一項第三号の電子情報処理組織を使用しようとする重要国際埠頭施設の管理者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 管理者の名称及び主たる事務所の所在地

二 重要国際埠頭施設の名称及び所在地

5 前項の届出をした重要国際埠頭施設の管理者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止したときは、速やかにその旨を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第十五条の六第一項第三号中「指定特定重要港湾」を「指定港湾」に改める。

第十五条の十第三項中「第五十二条第一項第三号」を「第五十二条第一項第四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第五十二条第一項第二号」を「第五十二条第一項第三号」に改め、

同項を同条第三項とし、同条第一項中「第五十二条第一項第一号」を「第五十二条第一項第二号」に改め、同項第三号イ中「もの」の下に「（前項に規定するものを除く。）」を加え、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

法第五十二条第一項第一号の国土交通省令で定めるものは、国土交通大臣が港湾の配置及び取扱貨物量を考慮して地震に対する安全性の向上を図る必要があると認める外貿コンテナ岸壁等（コンテナ貨物の運送に係る外国貿易船を専ら係留するための岸壁又は棧橋をいう。以下同じ。）であつて水深十六メートル以上のものとする。

第十五条の十一の見出し及び第一項中「第五十二条第二項第一号」を「第五十二条第二項第三号」に改め、同条第一号中「コンテナ貨物の運送に係る外国貿易船を専ら係留するための岸壁又は棧橋（以下この条において「外貿コンテナ岸壁等」という。）」を「外貿コンテナ岸壁等」に改め、同条第三号中「外貿コンテナ岸壁等」の下に「（前条第一項に規定するもの及び国際戦略港湾における外貿コンテナ岸壁等であつて水深十四メートル未満のものを除く。）」を加える。

第十八条の三中「第十五条の十第二項第二号括弧書」を「第十五条の十第三項第二号括弧書」に改める。

第三十九条の次に次の一条を加える。

（職権の委任）

第四十条 第十五条の五の三第二項から第五項の規定による国土交通大臣の職権は、地方整備局長又は北海道開発局長が行うものとする。

第五号様式中「~~無烟離島~~」を「~~国際拠点港湾~~、~~国際港湾~~、~~無烟離島~~」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第十五条の三の改正規定、第十五条の五の二の次に一条を加える改正規定及び第三十九条の次に一条を加える改正規定は、同年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に調製された港湾台帳の様式については、この省令による改正後の港湾法施行規則第五号様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。

(道路法施行規則の一部改正)

第三条 道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「特定重要港湾」を「国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾」に改める。

(海岸法施行規則の一部改正)

第四条 海岸法施行規則（昭和三十一年農林省・運輸省・建設省令第一号）の一部を次のように改正

する。

第十二条第一号中「重要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾」に改める。

（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九条）の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項中「重要港湾」を「国際戦略港湾等」に改め、同条第四項中「重要港湾に」を「国際戦略港湾等に」に、「特定重要港湾」を「国際戦略港湾又は国際拠点港湾」に改める。

第五十六条第三項、第五十八条第三項及び第六十二条第二項中「特定重要港湾」を「国際戦略港湾又は国際拠点港湾」に改める。

第六十六条第三項第二号中「重要港湾」を「国際戦略港湾等」に改める。